

# 建設工事における技術者等の途中交代について

令和4年1月

富士市が発注する建設工事において、技術者等を途中交代する場合には、次の要件を満たす必要があります。

## 1 交代の対象とする技術者等

- (1) 現場代理人（建設業法第19条の2、富士市建設工事請負契約約款第10条）
- (2) 主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐（建設業法第26条第1項・建設業法第26条第2項・建設業法第26条第3項、富士市建設工事請負契約約款第10条）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2、富士市建設工事請負契約約款第10条）

## 2 交代を認める場合

本市では、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、技術者等の工期途中での交代は、原則として認めていません。ただし、次のような場合に交代を認めます。

### (1) 人道上、真にやむを得ない場合

【例】死亡、傷病、妊娠・出産、育児・介護、退職、受注者の都合によらない転勤（親の介護のためなどの本人からの申し入れによる転勤）など

### (2) 受注者の責によらない理由により工事が中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合

※ 大幅な工期延期とは、延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月）を超える場合を目安にします。

### (3) 工期が2年以上の長期に及ぶ工事で、1年以上の連続した期間において技術者等として従事した場合（ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合）

### (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

### (5) 他工事と兼任で配置したが、契約変更によって専任となった場合

## 3 交代の時期

原則として、工程上一定の区切りと認められる時点とします。ただし、緊急の必要があると認める場合はこの限りではありません。

### 【交代時期の例】

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

#### 4 手続き

- (1) 受注者は協議書（富士市建設工事監督規程第1号様式）に必要書類を添付し、監督員に協議を申し入れてください。
- (2) 協議の結果、交代する場合は受注者が監督員及び契約検査課へ主任技術者等通知書（富士市建設工事執行規則第12号様式）を提出してください。

#### 5 協議申し入れ時に提出する書類

協議を申し入れる際には、理由に応じて事実を証明する書類を提出する必要があります。

##### 【例】

- (1) 死亡 (不要)
- (2) 傷病 医師の診断書の写し
- (3) 妊娠・出産 妊娠届出書の写し、又は母子手帳の保護者氏名及び出産予定日が分かる箇所の写し
- (4) 育児・介護 事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）
- (5) 退職 事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）
- (6) 転勤 事実が確認できる書類の写し（本人からの申し入れであることを確認できること）

※ 書類への原本証明の記載は不要です。

#### 6 注意事項

- (1) 交代後の技術者等は、交代に係る主任技術者等通知書の提出日現在において、受注者と直接的な雇用関係にあることが必要です。ただし、監理技術者及び専任の主任技術者については、交代に係る主任技術者等通知書の提出日現在において、3ヶ月以上の直接的な雇用関係が必要となります。
- (2) 入札公告等において技術者等に建設業法上の資格以外の資格を求めたときは、交代後の技術者等は、それらの資格を有している必要があります。
- (3) 業務に係る引継ぎは、受注者の責において適切に行ってください。
- (4) 仕様書等によりコリンズの登録が定められている工事において、技術者等の交代が生じた場合は、コリンズの変更登録を行ってください。
- (5) 技術者等の交代を認める場合において、交代を理由としたペナルティ（指名停止、違約金、工事成績の減点等）はありません。ただし、建設業法で定められた期間内において配置できる技術者等がいなくなった場合は、建設業法違反に当たる恐れがあるため、工事の続行が不能と判断して契約は解除され、ペナルティが課されます。
- (6) 総合評価方式競争入札による工事及び低入札価格調査対象工事についても同様の取扱いとします。